



学校感染症



学校で感染する可能性が高い病気を学校感染症といいます。学校感染症にかかった場合、欠席ではなく「出席停止」となります。出席停止の間は、しっかりと療養してください。※受診し、医師の指示に従ってください。登校を再開しましたら『出席停止のお知らせ』をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校に提出をよろしくお願いします。

【札幌市の出席停止の期間の基準（一部抜粋）】

病 名	出 席 停 止 の 期 間
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発熱等の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ、症状軽快後１日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	発しんが痂痂化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗生剤投与１～３日後まで（主要症状が消失するまで）
手足口病	全身状態が悪い期間（全身状態が良ければ登校可）
ヘルパンギーナ	全身状態が悪い期間（全身状態が良ければ登校可）